

経済産業省

20220425 中 第 3 号
令和 4 年 4 月 28 日

パートナーシップ構築宣言 宣言企業代表者 殿

経済産業大臣

原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する下請事業者等に対する配慮について

平素より、経済産業行政に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、パートナーシップ構築宣言を公表頂いた貴事業者におかれましては、サプライチェーン全体での共存共栄・付加価値向上の重要性を十分に御認識の上で、宣言の内容に沿って取引先との連携に取り組んで頂いており、改めて御礼申し上げます。

現在、ウクライナ侵略により、原油をはじめとするエネルギー価格や、小麦などの食材を含めた原材料費が、昨年にも増して高騰し、その影響が長期化しております。

日本銀行が毎月発表する企業物価指数は、41年ぶりの高い水準となります。

こうした状況下において、適切な価格転嫁等により、サプライチェーン全体でコストを負担していくことがますます重要となっています。

つきましては、パートナーシップ構築宣言を公表されている貴事業者におかれましては、原材料等の供給不安においても、サプライチェーン全体での付加価値の向上、共存共栄関係の維持に向けて、宣言いただいている内容に着実に取り組んでいただく観点から、下請取引に関する振興基準の遵守も含め、特に、下記についても配慮いただくよう、よろしくお願い申し上げます。また、経営者から営業・調達の担当役員及び管理職にもこの要請文を手交していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 下請事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、十分に協議を行い、取引対価を決定するなど、適切な価格決定を行うこと。

特に直近で急激に価格が上昇している原材料等を使用して製品等を製造している下請事業者に対しては、当該原材料等の価格上昇分を取引価格に反映するため、通常の価格改定の時期を待たずに積極的に協議を行うこと。

2. 長引く新型コロナウイルス感染症の影響等により、部品等について世界的な供給不足が発生する中、過度な買い占めや、それに伴う受発注拒否等が懸念される所、取引先との間で、在庫の状況や、将来的な生産・調達見通し等について十分に情報共有を行う等により、サプライチェーン全体で生産活動が円滑に行われるよう取り組むこと。

3. 部品等の供給が遅延していることに伴い、納期が長期化せざるを得ない取引においては、納品後の一括払い以外にも、工程や段階に応じた支払いとするなど、下請事業者の資金繰りにも

特段の配慮をすること。

4. 政府において、下記の取引適正化に向けた取組が強化され、実施されていることについて、営業、調達等に携わる従業員に対し、徹底した周知を行うこと。

- (1) 中小企業庁においては、パートナーシップ構築宣言の宣言企業向けに、宣言内容の取組状況に関する調査を実施しており、本年1月～3月にかけて調査したものについては、3月時点でその結果を公表している（参考1参照）。今後も継続的に調査を実施していくため、引き続き、是非本調査に積極的にお答えいただきたい。
- (2) 中小企業庁においては、今年の3月に設定した「価格交渉促進月間」のフォローアップとして、中小企業15万社へのアンケート調査や、中小企業2千社への下請Gメンヒアリングを実施する（参考2、3参照）。その結果は業種別に集計し、公表するとともに、当該調査結果を踏まえ、価格転嫁への取組状況が悪い個別事業者に対し、下請中小企業振興法第4条に基づく指導・助言を実施する（参考4、5参照）。アンケート調査については、取引先との関係で日頃なかなか言い出せない実情を国にお伝えいただく貴重な機会であるため、GW明けにアンケート票が届いた中小企業におかれては、是非積極的にお答えいただきたい。
- (3) 中小企業庁においては、昨今のウクライナ情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、全国約1,000箇所に「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」（参考6）を設置している。また、企業間の取引全般に関する相談について弁護士等の無料相談などで対応する「下請かけこみ寺」（参考7）を全国48カ所に設置し、各種の相談対応を行っている。

[参考1：パートナーシップ構築宣言 取組状況アンケート結果概要（2022年3月中小企業庁）]

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/soukai/2022/download/220331HS_04_1.pdf

[参考2：「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月10日 第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議）]

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220210006/20220210006.html>

※なお、上記「取引適正化に向けた5つの取組」に含まれる、価格交渉促進月間を3月にも実施する旨については、別途、貴団体を含む約1500の業界団体等を通じて周知をさせていただいたところです。

[参考3：昨年9月の「価格交渉促進月間」フォローアップ調査の結果について]

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220210006/20220210006-1.pdf>

[参考4：下請中小企業振興法（抜粋）]

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

第四条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

[参考5：振興基準（抜粋）]

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1) 対価の決定の方法の改善

- (1) 取引対価は、品質、数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、原材料費、労務費、運送費、保管費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が十分に協議して決定するものとする。

[参考6：「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」の設置に関するプレスリリース（令和4年2月25日）]

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220225002/20220225002.html>

[参考6：下請駆けこみ寺]

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/pdf/kakekomi_chirashi_R3.pdf

以上